



P&I 特別回報

第 12-003 号
2012 年 5 月 17 日

日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

コンディションサーベイの推進 ～事故防止・軽減に向けて～

当組合のクレーム水準はここ数年間増加傾向をみせており、このような状況を打破すべく、当組合では全職員一丸となって日々ロス・プリベンション活動に邁進しています。

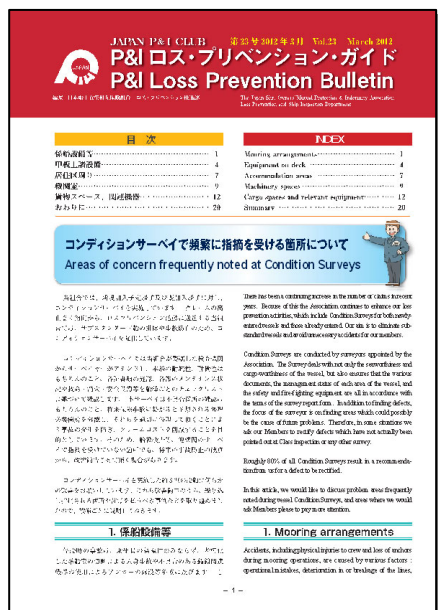
本船設備で注意を払うべきものをロス・プリベンションガイドに

ロス・プリベンション活動の一環として、サブスタンダード船排除や事故防止・軽減を目的としたコンディションサーベイを実施していますが、これまで実施したサーベイ結果から頻繁に指摘を受ける項目に一定の傾向がありました。

これら項目をロス・プリベンションガイド第 23 号として取り纏め、2012 年 3 月に発行し組合員の皆様にお届けしました。

同ガイドでは、頻繁に指摘を受ける項目をエリアごとに分類し、写真で良い例/悪い例を例示することで、多忙な本船乗組員の皆様にも一見して“どの様にすべきか”がお分かり頂ける内容となっています。

幸い、多くの組合員の皆様から、追加送付のご依頼を賜り大変ご好評を得ています。同ガイドは当組合ホームページ (<http://www.piclub.or.jp>) からご覧頂けますので、是非、本船管理や日頃の保守整備にお役立て下さい。



P&I 事故を防ぐために

当組合では国際 P&I グループの標準フォームを使用しコンディションサーベイを実施しています。サーベイの範囲や項目は多岐に亘っており、あくまで P&I 事故を未然に防ぐことを目的とした観点から策定されていますので、船級協会や PSC（ポートステートコントロール）などの検査と比べて内容が異なる部分もあります。

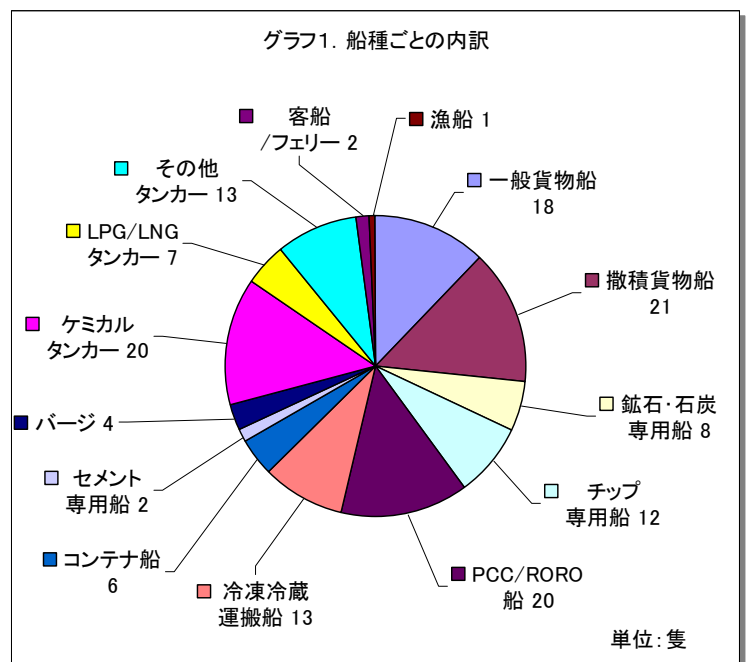
サーベイの結果、コンディション不良とされた場合は、それに起因するクレームのカバー制限もあり得ると警告する事例（Defect Warranty 付帯）もあります。勧告箇所が完了した場合には 30 日以内の Follow-up Survey を実施しており、改善が確認された場合は、Defect Warranty を解除しています。

なお、改善勧告は直ちにクレーム直結しない軽微な事項であっても、今後の安全運航や事故防止の観点から勧告させて頂く場合があります。一船ごとのサーベイを地道に積み重ねることで事故の防止や軽減を図っています。

147 隻のコンディションサーベイを実施

2011 年度 (2011 年 2 月 20 日～2012 年 2 月 20 日)にコンディションサーベイを実施した船舶は **147 隻**（既加入船舶 113 隻、新規加入船舶 34 隻）でした。

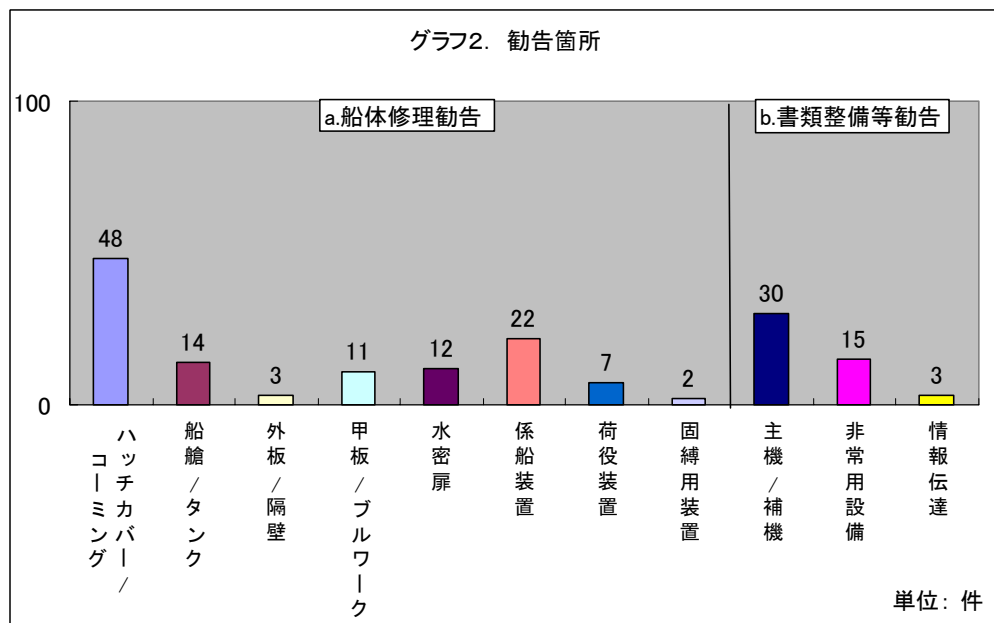
船種別の内訳はグラフ 1 をご参照下さい。サーベイは日本国内のみならず、海外の港やドックヤードでも実施しています。



約 80%の船舶に勧告が出されています

サーベイを実施した 147 隻のうち、勧告が無かった船舶は 29 隻で、残り **118 隻には何らかの勧告**が出されています。これはサーベイを実施した船舶の**約 80%**にあたります。

勧告箇所は一隻で複数箇所ある場合が多く勧告件数は総計 298 件となっています。勧告箇所の詳細はグラフ 2 をご参照下さい。最も多いのはハッチカバー/コーミング関係で、続いて主機/補機関係となっています。また、改善を勧告した船舶のうち **20 隻については Defect Warranty が付帯**され、クレームのカバー制限もあり得ると警告されています。



(注) その他の勧告箇所として
船体修理勧告 90 件、及び
書類整備等勧告 41 件がある

事故防止・軽減に向けて

船舶の耐航性/耐貨性を確保するためには、日頃から船舶のあらゆる設備、機器類の保守/整備を行うこと、また、乗組員の安全や健康のためには、船体の整備のみならず、安全対策や清掃を日頃から行うことが大切です。

当組合が扱う事故では、整備不良箇所に起因し発生した事故も少なくありません。そのような事故を無くすべく、当組合では 2012 年度においても、既加入船舶および加入予定船舶のコンディションサーベイを推進して参ります。引き続き、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

サーベイ実施基準

- (1) 新規加入予定船：船齢 10 年以上の全船舶 ただし、
コーティングタンクをもつケミカルタンカーは、船齢 6 年以上
- (2) 既加入船：船齢 16 年以上の全船舶 ただし、
 - イ. 船舶の堪航性に起因する同種事故を 2 回以上起している船舶は、船齢に関係なく全船舶
 - ロ. コーティングタンクを所有するケミカルタンカーで、かつインデムニティリスクを付保している船舶は、船齢 6 年以上
 - ハ. インデムニティリスクを付保している冷凍冷蔵運搬船は、船齢 11 年以上
 - ニ. 過去 12 ヶ月間に貨物として重質重油(HFO: Heavy Fuel Oil)を運送したタンカーは、船齢 10 年以上。 ただし、以下の場合は除く。
 - 過去 12 ヶ月間に組合のコンディションサーベイを受検している
 - 過去 6 ヶ月間に船級協会の定期検査を受検している
 - 国際船級協会連合(IACS)加盟の船級協会による船舶状態評価鑑定(CAP)で CAP1 または CAP2 の評価を取得している
- (3) 再検査：
 - イ. 上記(1)及び(2)により施検した船舶に関しては、原則として検査日から 4 年毎
 - ロ. 船齢が 20 年を超える新規加入船舶に関しては、加入後 2 年毎

注意事項

- [1] コンディションサーベイ実施にあたり、組合指定の検査機関より 1～2 名のサーベイヤーがアテンドします。 組合の検査項目にしたがって各証書類の確認、各部メンテナンス状況、航海計画、救命消火安全設備、堪航性堪貨性及び、船種毎の検査項目等について本船の運航スケジュールに支障のない範囲で半日から 2 日程度の日数で実施されます。 検査項目の中には、ハッチカバーの水密テスト、バラスタンクのプレッシャーテスト、船艙の内検などが含まれ、船長以下乗組員のご協力を得なければならないものがあります。 また、検査は船内を巡視しながら行いますので、検査の際には乗組員に立会って頂く必要があります。 終了時には指摘事項をまとめて船長に報告致します。
- [2] 上記基準に拘らず実際にクレームが発生し、クレーム発生のメカニズムに疑問のあるときは、別途コンディションサーベイを実施することがあります。
- [3] 新規加入船の場合においては原則加入前に実施するものとしています。
特段の事情がある場合は、契約開始後 30 日以内に実施致します。

以上

コンディションサーベイ委員会